

別表十七（三の三） 付表の記載の仕方

- 1 この明細書は、内国法人が措置法第66条の6第6項《内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例》の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「(3)のうち一定の要件を満たす部分対象外国関係会社が行う固定資産の貸付けによる対価の額6」の欄は、措置法令第39条の17の3第20項各号《部分適用対象金額の計算等》に掲げる要件に該当する部分対象外国関係会社（措置法第66条の6第2項第6号に規定する部分対象外国関係会社をいい、同項第7号に規定する外国金融子会社等を除きます。）が行う措置法第66条の6第6項第8号に規定する固定資産の貸付け（不動産又は不動産の上に存する権利を使用させる行為を含みます。）による対価の額を記載します。
- 3 「総資産の帳簿価額35」の欄は、措置法令第39条の17の3第30項に規定する総資産の帳簿価額を記載します。
- 4 「減価償却費の累計額37」の欄は、措置法令第39条の17の3第31項に規定する償却費の累計額を記載します。
- 5 内国法人が措置法第66条の9の2第6項《特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例》の規定の適用を受ける場合には、この明細書に所要の調整をして記載します。